

# 令和8年度明日への消費者活動支援事業実施要領

## 第1 目 的

人口減少と高齢化が進む本県でエシカル消費やSDGsなど新たな課題にも取り組み、消費者市民社会の形成を図るための事業を行い、県民の意識啓発を図るとともに、消費者団体等の教育機能を強化し、消費者問題に地域全体で取り組む機運の醸成を図ることを目的とする。

## 第2 事業の内容

次の(1)～(6)に該当する事業を行う場合で、営利を目的としないこと。

- (1) エシカル消費の推進に係る事業
- (2) 成年年齢の引下げを受けて若年者向けの啓発活動
- (3) 消費生活のデジタル化に対応した事業
- (4) 消費者向けの啓発イベントや出前講座の開催
- (5) 消費者被害に係る相談会（地域の消費者相談に対する苦情処理・助言等）
- (6) その他消費者市民社会の形成に係る事業

## 第3 事業実施主体

事業の実施主体は、島根県内で消費者市民社会の形成に係る活動に努めている団体で、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 1年以上の活動実績がある団体
- (2) 活動期間にかかわらず、消費者市民社会の形成に係る活動実績があると評価できる団体

## 第4 事業の実施

県は、この事業を実施するのに適当と認められる者に対し、実施計画書（様式1）を徴取した上で必要に応じヒアリングを行い、その内容が適当なものであれば、予算の範囲内で事業を委託するものとする。

事業の実施主体は、事業の実施に当たって、印刷物、SNS等で「島根県明日への消費者活動支援事業」の活用事業であることを明示すること。

#### 第5 委託料の上限額等

1 団体当たり20万円を上限額とする。なお、経理に当たっては下記事項に留意すること。

(1) 人件費は当該事業実施のために雇用される者に係るものに限る。

(2) 当該事業の財源は国の交付金であるので、経理簿を備えるなど適切な経理処理を行い、領収書等は事業終了後5年間保存しておくこと。

(3) 完了報告書にすべての領収書の写しの添付を求める場合がある。

#### 第6 委託料の支出

県は、第2の内容を達成するために必要と認めるときは、委託料の前金払を行うことができる。

#### 第7 事業の委託期間

委託契約日から令和9年2月15日(月)までとする。

#### 第8 事業の変更

事業の受託者は、契約締結後に事業内容を変更する必要があるときは、変更計画書(様式2)を県に提出し協議するものとする。

#### 第9 完了報告書の提出

事業の受託者は、事業終了後20日以内に完了報告書(様式3)を県へ提出する。

また完了報告書の提出に併せて、個人情報等の保護に関する措置状況報告書(様式4)を県へ提出する。

#### 第10 再委託の禁止

事業の受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合を除き、委託業務を第三者に委託してはならない。

#### 第11 事務処理

事業の受託者は、別紙の事務処理フローを参考にして適切に事務を処理すること。

別紙

		明日への消費者活動支援事業 手続きフロー		
		消費者団体		島根県
		事業実施計画書提出 (様式1、別紙)	➡①	審査
			←②	事業採択、内示
			契約締結 ↔③	
必要な場合	{	前金払請求	➡	審査
		受領	←	前金払
		事業実施		
		事業完了報告書提出 (様式3)	➡④	事業完了検査
		個人情報の保護に関する 措置状況報告書 (様式4)		
		精算払請求	➡⑤	審査
		受領	←⑥	精算払